平成２１年（フ）第１３０号
京都府亀岡市篠町野条イカノ辻北37番地
債務者　石田　大介
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
京都府舞鶴市字北吸782番地―５号
債務者　石井　信行
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第６２号
京都府舞鶴市字福来15番地府営住宅102号
債務者　柳内　由美
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第９０号
京都府福知山市字観音寺308番地の１　クイーンズコート102号
債務者　高橋　信一
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第１６４０号
堺市西区浜寺石津町東３丁４番21号
債務者　北島　奈緒（旧姓稲井）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８１１号
堺市中区深井東町3157番地　セントポーリア奥田南館203号
債務者　中井　正己
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８３０号
堺市西区草部1800番地　津久野南団地６号棟608号室、住民票上の住所大阪府大阪狭山市池尻自由丘２丁目10番11号
債務者　井辻　博美
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８３８号
大阪府藤井寺市野中１丁目238番地の15
債務者　大西　孝雄
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８３９号
大阪府藤井寺市野中１丁目238番地の15
債務者　大西　玉江
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８５８号
大阪府松原市別所６丁目６番32号
債務者　四浦真由美（旧姓津村）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１８８２号
大阪府大阪狭山市東池尻５丁目1486番地の２　ハイツジュピターＡ202号
債務者　小林　千春（旧姓小園）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９０３号
堺市北区野遠町83番地１、前住所大阪府松原市別所３丁目５番13号
債務者　大西　美鈴
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９４４号
堺市南区桃山台４丁３番23　ルモンベル泉北桃山台公園108号
債務者　嵐　小百合
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３１号
長崎県壱岐市郷ノ浦町田中触1039番地５、旧住所長崎県壱岐市郷ノ浦町永田触772番地５
債務者　竹口　忠弘
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２１年（フ）第３２号
長崎県壱岐市郷ノ浦町坪触1134番地、旧住所愛知県刈谷市一里山町金山100番地　トヨタ車体株式会社富士松寮２棟405号
債務者　山内　晃司
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２１年（フ）第３３号
長崎県壱岐市芦辺町芦辺浦609番地１
債務者　河野　悦子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２１年（フ）第８６４号
岩手県八幡平市大更第36地割198番地４
債務者　高橋　幸子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部